

産業廃棄物処分業許可申請書

R7年 / 月 30日

福岡県知事 殿

申請者 〒803-0801

住 所 北九州市小倉北区西港町62番4

氏 名 九州メタル産業株式会社

代表取締役 森山 義洋

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-582-6143

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	中間処理(圧縮) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。) 以上3品目
事務所及び事業場の所在地	事務所 北九州市小倉北区西港町62番4 電話番号 093-582-6143 事業場 福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目3303番64 電話番号 092-934-1091
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	施設の種類: 圧縮機 設置場所: 福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目3303番64 設置年月日: 令和5年1月28日 処理能力: 160 t/日(8時間) 別紙『仕様書』参照
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙『保管場所一覧』参照
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙参照
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)



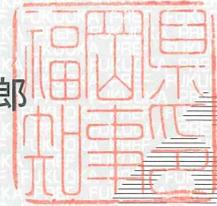
産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市小倉北区西港町6-2番4

氏名 九州メタル産業株式会社
代表取締役 森山 義洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 2 年 2 月 28 日

許可の有効年月日 令和 7 年 2 月 27 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

中間処理 (圧縮): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を除く。) 以上3品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

圧縮施設: 設置場所 福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目3303番64

設置年月日 令和5年1月28日

処理能力 160t/日 (8時間)

以下余白

3. 許可の条件

中間処理 (圧縮) に係る処理前産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等) の保管数量は173m³以下とすること。

以下余白

(以下裏面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	2月28日	更新許可
平成21年	8月21日	変更届出により圧縮施設の廃止
平成22年	2月28日	更新許可
平成27年	2月28日	更新許可
令和 2年	2月28日	更新許可
令和 2年	5月11日	変更届出により代表者の変更
令和 5年	2月13日	変更届出により圧縮施設の変更
令和 6年	4月30日	変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

